

証券総合サービス約款集の一部改定のご案内

2023年10月
七十七証券株式会社

第1章 総合取引約款

(下線部分変更)

新	旧
第2条（総合取引の利用） (1) お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。 ①～⑫ (現行どおり) ⑬ 第13章に定める非課税上場株式等、非課税累積投資および <u>特定非課税累積投資取引</u> ⑭～⑮ (現行どおり) (2)～(3) (現行どおり)	第2条（総合取引の利用） (1) お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。 ①～⑫ (省 略) ⑬ 第13章に定める非課税上場株式等および <u>非課税累積投資取引</u> ⑭～⑮ (省 略) (2)～(3) (省 略)

第4章 投資信託受益権の累積投資取引約款

(下線部分変更)

新	旧
第6条（果実等の再投資） (1) (現行どおり) (2) 第13章および第14章に定める非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けている累積投資にかかる投資信託の収益分配金による再投資は、当社が定める方法により非課税の適用の特例を受けて買付を行います。ただし、非課税の特例の適用は第13章第5条(1)①、同章第5条の2(1)①、 <u>同章第5条の3①、同章第5条の4(1)①</u> および第14章第5条(1)①に基づき限度額の範囲内に限ります。 (3) (現行どおり)	第6条（果実等の再投資） (1) (省 略) (2) 第13章および第14章に定める非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けている累積投資にかかる投資信託の収益分配金による再投資は、当社が定める方法により非課税の適用の特例を受けて買付を行います。ただし、非課税の特例の適用は第13章第5条(1)①、同章第5条の2(1)①および第14章第5条(1)①に基づき限度額の範囲内に限ります。 (3) (省 略)

第13章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
第13章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款 第2条（非課税口座開設届出書等の提出等） (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)をご提出いただくとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3	第13章 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 第2条（非課税口座開設届出書等の提出等） (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」および「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)をご提出いただくとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3

新	旧
項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 (2) 当社での再開設、および他金融機関からの変更設定を行う場合は、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」について、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定</u>を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書<u>を受理することができません。</u> (3)～(4) (現行どおり) (5) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定、<u>累積投資勘定または特定累積投資勘定</u>が設けられていたとき ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、<u>累積投資勘定または特定累積投資勘定</u>が設けられることとなっていたとき (6) お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 なお、当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、累積	項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 (2) 当社での再開設、および他金融機関からの変更設定を行う場合は、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」について、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定<u>もしくは累積投資勘定</u>を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書<u>は受付できません。</u> (3)～(4) (省 略) (5) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>が設けられていたとき ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>が設けられることとなっていたとき (6) お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 なお、当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定<u>また</u>

新	旧
投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。	は累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
第3条の2（累積投資勘定の設定）	第3条の2（累積投資勘定の設定）
(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2023年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。	(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
(2) (現行どおり)	(2) (省 略)
第3条の3（特定累積投資勘定の設定）	(新 設)
(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。	
(2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。	
第3条の4（特定非課税管理勘定の設定）	(新 設)
非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。	
第4条（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理）	第4条（非課税管理勘定および累積投資勘定における処理）
(1)～(2) (現行どおり)	(1)～(2) (省 略)
(3) 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。	(新 設)
第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）	第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

新	旧
(1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① （現行どおり） ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する上場株式等 (2)～(3) （現行どおり）	(1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、<u>当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして</u>、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① （省 略） ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 24 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する上場株式等 (2)～(3) （省 略）
第5条の3 （特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） <u>当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</u> ① <u>第 3 条の 3(2)に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 120 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。）</u> ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項	（新 設）

新	旧
において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する上場株式等 第5条の4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および(2)に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。） イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,200 万円を超える場合 ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合 ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 (2) 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。 ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口または特定受益証券発	(新 設)

新	旧
行信託の受益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第 67 条第 1 項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第 3 条第 1 号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの ③ <u>公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項第 1 号および第 3 号の定めがあるもの以外のもの</u> 第6条（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に受け入れる配当等の範囲等） (1) <u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>では、当社が支払の取扱いをする非課税口座内の上場株式等に係る配当等のみを管理します。 (2) 上記(1)にかかわらず、当社が支払の取扱いをする配当等のうち、当社が定めるところにより、<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>に受入れないものがあります。 第7条（譲渡の方法） (1)～(2) (省 略) (3) <u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</u> 第8条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） (1) (現行どおり) (2) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、<u>累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）</u>があった場合（同項第 1 号、第 4 号	第6条（非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れる配当等の範囲等） (1) 非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定では、当社が支払の取扱いをする非課税口座内の上場株式等に係る配当等のみを管理します。 (2) 上記(1)にかかわらず、当社が支払の取扱いをする配当等のうち、当社が定めるところにより、<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>に受入れないものがあります。 第7条（譲渡の方法） (1)～(2) (省 略) (新 設) 第8条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） (1) (省 略) (2) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、<u>累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 24 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）</u>があった場合（同項第 1 号、第 4 号

新	旧
および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。	および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
(3) <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)</u>があった場合(同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。	(新 設)
(4) <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)</u>があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))によ	(新 設)

新	旧
る払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。	
第9条（非課税管理勘定終了時の取扱い）	第9条（非課税管理勘定終了時の取扱い）
(1) (現行どおり) (2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。	(1) (省 略) (2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
(削除)	
① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管	① <u>お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して第5条(1)②の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</u> ② お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管
第9条の3（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）	第9条の3（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）
(1) 当社は、お客さまから提出を受けた第2条(1)の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に應じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。	(1) 当社は、お客さまから提出を受けた第2条(1)の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に應じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。
① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、	① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定す

新	旧
当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所 ② (現行どおり) (2) (現行どおり) <u>(削除)</u>	る特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所 ② (省略) (2) (省略) 第9条の4 (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き) (1) お客さまが、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 (2) お客さまが、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が別に定める期限までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。 (3) 2024 年 1 月 1 日以後、お客さまが当社に開設した非課税口座（当該口座に 2023 年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りです。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。
第9条の4 (特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) (1) 当社は、お客さまから提出を受けた第 2 条(1)の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 ① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所 ② 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出し	<u>(新 設)</u>

新	旧
た場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所 (2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第 1 項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。 第9条の5 （非課税管理勘定、累積投資勘定の変更手続き） お客さまが、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が別に定める期限までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。 第9条の6 （非課税口座の開設について） (1) 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 (2) 2028 年 1 月 1 日以後、当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 第9条の7 （非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い） (現行どおり) 第9条の8 （特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて） お客さまが特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。 第11条 （非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法） お客さまが非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口	(新 設) 第9条の5 （非課税口座の開設について） 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定または累積投資勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 (新 設) 第9条の6 （非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い） (省 略) (新 設) 第11条 （非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法） お客さまが非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の

新	旧
座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場証券投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）および上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金および分配金（以下「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。	委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場証券投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）および上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金および分配金（以下「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

第14章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

（下線部分変更）

新	旧
第2条（未成年者口座開設届出書等の提出） (1)～(4) (現行どおり) (5) 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客さまがその年1月1日において<u>17</u>歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの）に限り、お客さまが1月1日において<u>17</u>歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。 第3条（非課税管理勘定および継続管理勘定の設定） (1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条および第25条(1)を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客さまがその年の1月1日において<u>18</u>歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。 (2) (現行どおり) (3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において<u>18</u>歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。 第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）	第2条（未成年者口座開設届出書等の提出） (1)～(4) (省 略) (5) 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客さまがその年1月1日において<u>19</u>歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの）に限り、お客さまが1月1日において<u>19</u>歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。 第3条（非課税管理勘定および継続管理勘定の設定） (1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条および第24条(1)を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客さまがその年の1月1日において<u>20</u>歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。 (2) (省 略) (3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において<u>20</u>歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。 第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）

新	旧
(1) (現行どおり) (2) 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 ① (現行どおり) ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等 ③ (現行どおり)	(1) (省 略) (2) 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 ① (省 略) ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等<u>(この場合、5年経過日の属する年の当社が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</u> ③ (省 略)
第7条 (課税未成年者口座等への移管) (1) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① (現行どおり) ② お客さまがその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管 (2) (現行どおり) 第8条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の管理) 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① (現行どおり) ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第17条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限りします。)または贈与をしないこと イ～ホ (現行どおり) ③ (現行どおり)	第7条 (課税未成年者口座等への移管) (1) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① (省 略) ② お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管 (2) (省 略) 第8条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の管理) 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① (省 略) ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第16条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限りします。)または贈与をしないこと イ～ホ (省 略) ③ (省 略)
第9条 (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 第7条もしくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 第11条 (継続管理勘定等への移管) (1) <u>非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</u> (2) <u>前項の場合において、お客さまが、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が</u>	第9条 (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 第7条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 <u>(新 設)</u>

新	旧
別に定める期間までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管いたします。	
第12条 （出国時の取扱い）	第11条 （出国時の取扱い）
(1) お客さまが、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。	(1) お客さまが、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。
(2)～(3) (現行どおり)	(2)～(3) (省 略)
第13条 （課税未成年者口座の設定） (現行どおり)	第12条 （課税未成年者口座の設定） (省 略)
第14条 （課税管理勘定における処理） 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 15 条から第 17 条および第 19 条において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。	第13条 （課税管理勘定における処理） 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 14 条から第 16 条および第 18 条において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。
第15条 （譲渡の方法） (現行どおり)	第14条 （譲渡の方法） (省 略)
第16条 （課税管理勘定での管理） (現行どおり)	第15条 （課税管理勘定での管理） (省 略)
第17条 （課税管理勘定の金銭等の管理） 課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。	第16条 （課税管理勘定の金銭等の管理） 課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。
① (現行どおり)	① (省 略)
② 当該上場株式等の第 15 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限り、）または贈与をしないこと イ～ホ (現行どおり)	② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限り、）または贈与をしないこと イ～ホ (省 略)
③ (現行どおり)	③ (省 略)
第18条 （未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）	第17条 （未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）
第 16 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。	第 15 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。
第19条 （重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合）	第18条 （重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合）
(1)～(2) (現行どおり)	(1)～(2) (省 略)

新	旧
第20条 （出国時の取扱い） お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3節（第15条および第19条を除く）の適用があるものとして取扱います。 第21条 （課税未成年者口座への入出金処理） (1)～(6) （現行どおり） 第22条 （代理人による取引の届出） (1)～(5) （現行どおり） 第23条 （法定代理人の変更） （現行どおり） 第24条 （取引残高の通知） （現行どおり） 第25条 （未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示） (1) お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。 (2) （現行どおり） 第26条 （基準年以降の手続き等） （現行どおり） 第27条 （非課税口座のみなし開設） (1) <u>2024年以後の各年（その年1月1日においてお客さまが18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）</u>には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において<u>18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）</u>が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で<u>特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）</u>が締結されたものとみなします。 第28条 （本契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①～③ （現行どおり） ④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなっ	第19条 （出国時の取扱い） お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3節（第14条および第18条を除く）の適用があるものとして取扱います。 第20条 （課税未成年者口座への入出金処理） (1)～(6) （省 略） 第21条 （代理人による取引の届出） (1)～(5) （省 略） 第22条 （法定代理人の変更） （省 略） 第23条 （取引残高の通知） （省 略） 第24条 （未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示） (1) お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第13条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。 (2) （省 略） 第25条 （基準年以降の手続き等） （省 略） 第26条 （非課税口座のみなし開設） (1) <u>2017年から2028年までの各年（その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）</u>には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において<u>20歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）</u>が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で<u>非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）</u>が締結されたものとみなします。 第27条 （本契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①～③ （省 略） ④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなっ

新	旧
た場合（お客さまが出国の日の前日までに第 <u>12</u> 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤ お客さまが出国の日の前日までに第 <u>12</u> 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客さまが <u>18</u> 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客さまが <u>18</u> 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日 ⑥ （現行どおり） <u>（削 除）</u>	た場合（お客さまが出国の日の前日までに第 <u>11</u> 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤ お客さまが出国の日の前日までに第 <u>11</u> 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客さまが <u>20</u> 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客さまが <u>20</u> 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日 ⑥ （省 略） <u>附則</u> <u>成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、2022 年 4 月 1 日より、本文中の「19 歳」を「17 歳」に読み替えます。また、2023 年 1 月 1 日より、本文中の「20 歳」を「18 歳」に読み替えます。2023 年 1 月 1 日時点で 19 歳、20 歳である者は同日に 18 歳を迎えたものとみなします。</u>